

令和6年度第4回
青森市児童福祉専門分科会 資料

教育・保育施設の 設置の認可・認定について

施設類型ごとの概要

区分	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	小規模保育事業A型
機能	幼稚園機能と保育所機能をあわせ持つ施設で地域における子育て支援を行う	認可幼稚園に保育所機能を備えた施設	保育所分園に近い「ミニ保育園」(定員上限19人)
設置主体	国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ	国、自治体、学校法人のみ	設置主体の制限なし(適性の要件あり)
認可・認定	施設類型ごとの設備及び運営に関する基準を定める条例で定める要件(認可基準)に適合している場合は、認可・認定する		
(基準条例)	青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
合議機関の意見聴取	認可・認定をしようとする時は、児童福祉専門分科会の意見を聴くものとする		
(根拠法)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(第17条第3項)		児童福祉法(第34条の15第4項)

<参考>利用定員の確認に関する事項 (子ども・子育て会議への意見聴取)

- 子ども・子育て支援新制度においては、都道府県又は市町村から認可を受けた施設・事業者は、市町村から施設の運営費等の給付を受けるため、市町村に確認申請を行い、給付の対象となる施設・事業者であるとの確認を受ける必要がある。
(子ども・子育て支援法第27条第1項・第29条第1項)
- 確認に当たっては、市町村が利用定員を定める。
- 市町村が利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
(子ども・子育て支援法第31条第2項・第43条第2項)